

令和5年度農福連携商品開発支援事業公募要領

1 補助制度の内容

(1) 補助金名

農福連携商品開発支援事業費補助金

(2) 補助金交付の目的

農福連携商品開発支援事業は、民間事業者の自由な発想を生かすことにより、農福連携に係る商品やサービスの開発を支援し、県内を中心に農福連携の認知度の向上やブランド価値の確立を図ります。

(3) 補助事業の内容

農福連携の認知度の向上やブランド価値の確立につながる「農福連携によって生産された農産物を使用した新商品の開発」及び「農福連携に関する体験等の新サービスの開発」に係る経費

(4) 補助率（上限額）

補助対象経費の3分の1以内とし、一事業者当たり50万円を上限とします。

(5) 補助対象者

- 1) 県内に主たる事務所を有する農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所
- 2) 県内に主たる事務所を有する農福連携に取り組む農業経営体
- 3) 第1号又は第2号に掲げる事業者と連携している食品製造・加工事業者及びサービス事業者
- 4) その他農福連携の推進を図る主体として知事が適当と認めたもの

2 申請手続

補助制度活用を希望される事業者は、令和5年7月14日（金）17時（必着）までに、以下の書類を郵送又はEメールで担い手支援課事務担当へ提出願います。お問合せはEメール又はFAXにてお願いします。

(1) 提出資料

- 1) 令和5年度農福連携商品開発支援事業実施計画の申請
（実施要領第1号様式）
- 2) 申請に係る添付資料（補足資料等）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部担い手支援課担い手育成班
電話：059-224-2354 FAX：059-223-1120
E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp

(3) 提出部数（郵送の場合）：9部

(4) 提出に当たっての注意事項

- ・提出された事業実施計画等は返却しません。
- ・事業実施計画等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ・応募要件を有しないものが提出した事業実施計画書等は無効とします。

3 事業実施（補助金申請）に当たっての注意事項等

(1) 事業申請時

- ・補助対象となる期間は、交付決定日（又は補助金交付決定前着手届提出日）以降、令和5年12月31日までです。
- ・補助額は、補助対象経費の3分の1以内とし、一事業者当たり50万円を上限とします。
- ・役員等に関する事項（別添様式）を提出いただきます。「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」により、補助事業等の適正な執行を確保するため、補助金等の交付決定を行うに当たり、法人等又はその役員等が暴力団関係者に該当する者か否か確認します。

(2) 事業実施中

- ・事業実施期間中に県職員が取組状況を確認する場合があります。

(3) 事業終了後

- ・事業実施後、実績報告書の提出が必要です。
- ・事業実施後、請求書や支出関係資料を確認します。
- ・本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となり、後日関係書類の提示を求められることがあります。補助事業に関する関係書類は事業完了後5年間（令和11年3月末日まで）必ず保管してください。

※補助事業者等が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用するなど交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反した場合などは補助金の返還を求めます。

4 事業の審査について

- (1) 公募期間終了後、速やかに県で審査委員会を開催し、事業の採択を決定します。
- (2) 予算の範囲内で採択数を決定します。
- (3) 審査の結果、採択されない場合があります。

5 補助金手続の流れ

時期	実施内容
6月中旬	【県】事業活用の公募開始
7月14日（金）〆切	【事業実施主体】事業実施計画の提出 事業実施を希望する事業者は、令和5年度農福連携商品開発支援事業実施計画書を県に提出してください。
7月下旬	【県】審査委員会を開催 審査委員会を開催し、審査基準に基づき評価を行い、事業の採択を決定し、その結果を申請事業者に通知します。 (事業の採択は予算の範囲内で行いますので、不採択の場合があります。)
事業の採択通知受領後	【事業実施主体】（必要に応じ）補助金交付決定前着手届の提出 交付決定前着手届を提出することで、交付決定前でも事業開始が可能です。ただし、交付決定前の着手は、交付決定までのあらゆる損失等が自らの責任となることを了解の上で行ってください。
上記採択通知から2週間以内	【事業実施主体】交付申請書の提出 審査委員会から、採択された事業者は、交付申請書を県に提出してください。
8月上旬以降	【県】交付決定の実施 申請内容を審査し、補助金の交付決定を行い通知します。
交付決定通知以降	【事業実施主体】事業の開始 交付決定の通知を受けた事業者は事業を開始してください。
以降、事業実施要領や補助金交付要綱に基づき、補助金請求、変更申請や事業完了報告を行ってください。	